

「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例」が制定されました。

「恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱」により指導を行っていますが、市民の生命や財産に影響を及ぼす恐れのある太陽光発電設備設置事業が今後ますます増加する見込みであり、事業廃止後の太陽光パネルの廃棄処理を懸念する声も上がっています。そのため、市民の安心で安全な生活を守るため太陽光発電設備設置に関する条例を制定することになりました。(平成 30 年 9 月 28 日公布)

条例の概要

1 法令の遵守

関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めていただく必要があります。(4条)

2 設置が適当でない区域

周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めています。事業計画に設置が適当でない区域を含む場合、設置場所の変更を検討してください。(6条)

3 市への事前届出と協議申請が必要となります

- ・太陽光発電設備設置事業の届出及び協議を行おうとする事業者は、あらかじめ市長に届け出(事前届出)いただく必要があります。(7条)
- ・太陽光発電設備設置事業の実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の 60 日前までに、規則で定める事項を届け出(協議申請書)で、市長と協議する必要があります。(10条)

4 設置に当たって守っていただきたいこと

- ・国の「事業計画ガイドライン」の遵守してください。(4条)
- ・地域住民、近隣関係者への周知、説明により理解を得るようにしてください。(8条、9条)
- ・安全上支障がないよう排水対策を実施してください。(10条)

国のガイドラインや関連法令の詳しい内容については、恵那市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

恵那市建設部都市住宅課事業係
電話 0573-26-2111 (内線 237)

設置が適当でない区域

区域の名称等	関係法令等
1 砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
3 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
4 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
5 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6 土砂災害危険箇所等であって次に掲げる区域等 （1） 土石流危険溪流 （2） 土石流危険区域 （3） 急傾斜地崩壊危険箇所 （4） 地すべり危険箇所	土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領（平成 11 年 4 月建設省河川局砂防部）、急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成 11 年 11 月建設省河川局砂防部）及び地すべり危険箇所調査要領（平成 8 年 10 月建設省河川局砂防部）
7 保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
8 山地災害危険地区であって次に掲げる地区 （1） 崩壊土砂流出危険地区 （2） 地すべり危険地区 （3） 山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成 18 年 7 月林野庁）
9 浸水想定区域	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
10 水道水源保護地域	恵那市水道水源保護条例（平成 17 年恵那市条例第 50 号）

なお、上記の区域は次の箇所にアクセスし確認できます。

- ・ 岐阜県「砂防指定地等の区域図」（項目 1～6）
http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kasen/sabo/11653/index_3815.html
- ・ 岐阜県「山地災害危険地区」（項目 8）
http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/chisan/11519/index_17229.html
- ・ 岐阜県「東濃地域（浸水想定区域図）」（項目 9）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kasen/kasen/11652/tono.html>

その他、項目 7 の保安林、項目 10 の水道水源保護地域については、関係部署にてご確認ください。